

# 兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第15号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局管理規程		ページ
○ 病院局組織規程及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	.....	1
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程	.....	6

## 病院局管理規程

病院局組織規程及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
令和4年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

### 兵庫県病院局管理規程第5号

#### 病院局組織規程及び病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院局組織規程の一部改正)

第1条 病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の13」を「第24条の17」に改める。

第4条の表企画課の項中「企画調整班」を「企画調整班 情報戦略班」に改める。

第5条第1項第7号中「病院事業に係る情報技術の普及促進」を「病院事業における情報通信技術の普及促進及び活用」に改める。

第5条第1項第8号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 情報通信技術の活用による事務の合理化に関すること。

(9) 県の情報システムに関する知事部局との調整に関すること。

(10) 県立病院の医療情報システムの整備に関する企画及び総合調整に関すること。

第9条第3項を次のように改める。

3 県立尼崎総合医療センター、県立丹波医療センター、県立淡路医療センター及び県立がんセンターにおいては、第1項の業務のほか、がんに関する調査、相談等に係る業務をつかさどる。

第10条の表県立淡路医療センターの款総務部の項中「経理課」を「経理課 医療情報課」に改め、同表県立こども病院の款小児救命救急センターの項の次に次のように加える。

ゲノム医療センター	
-----------	--

第10条の表県立姫路循環器病センターの款総務部の項中「医事企画課 経理課 医療情報課」を「給与管理課 診療サポート課」に改め、同項の次に次のように加える。

経営企画部	経営企画課 医事課 経理課
医療情報部	

第10条の表県立姫路循環器病センターの款地域医療連携部の項中「地域医療連携課」を「地域医療連携課 入院退院支援課」に改め、同款糖尿病センターの項を次のように改める。

糖尿病・内分泌センター	
心臓血管センター	

第10条の表県立姫路循環器病センターの款救命救急センターの項の次に次のように加える。

臨床研修センター	
認知症疾患医療センター	

第11条の表県立淡路医療センターの款診療部の項内科の目中「血液内科」を「血液内科 糖尿病・内分泌内科」に改め、同表県立こども病院の款小児救命救急センターの項の次に次のように加える。

ゲノム医療センター	内科	血液・腫瘍内科
	上記以外の診療科名等	小児科 産科

第11条の表県立姫路循環器病センターの款診療部の項内科の目中「内科 循環器内科 脳神経内科 糖尿病・内分泌内科」を「内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科 腫瘍内科」に改め、同項外科の目中「外科 心臓血管外科 脳神経外科 形成外科」を「外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 形成外科」に改め、同項上記以外の診療科名等の目中「精神科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 高齢者脳機能治療室」を「精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科」に改め、同款糖尿病センターの項を次のように改める。

糖尿病・内分泌センター		糖尿病・内分泌内科
心臓血管センター	内科	循環器内科
	外科	心臓血管外科
脳卒中センター	内科	脳神経内科
	外科	脳神経外科
救命救急センター		救急科
臨床研修センター		
認知症疾患医療センター		

第12条中「県立尼崎総合医療センター」の右に「及び県立姫路循環器病センター」を加える。

第24条の8の見出し及び同条中「糖尿病」を「糖尿病・内分泌」に改める。

第24条の13を第24条の17とし、第24条の12を第24条の14とし、第24条の11を第24条の13とし、第24条の10を第24条の11とし、第24条の9を第24条の10とし、第24条の8の次に次の1条を加える。

(心臓血管センターの業務)

第24条の9 心臓血管センターにおいては、心臓血管医療に関する業務をつかさどる。

第24条の11の次に次の1条を加える。

(ゲノム医療センターの業務)

第24条の12 ゲノム医療センターにおいては、ゲノム医療に関する業務をつかさどる。

第24条の14の次に次の2条を加える。

(臨床研修センターの業務)

第24条の15 臨床研修センターにおいては、臨床研修に関する業務をつかさどる。

(認知症疾患医療センターの業務)

第24条の16 認知症疾患医療センターにおいては、認知症疾患医療に関する業務をつかさどる。

第31条の表参事の款本庁又は課の項中「処理」を「担任」に改め、同款の次に次のように加える。

官	本庁又は課	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
---	-------	---------------------

第33条の表糖尿病センター長の款を次のように改める。

糖尿病・内分泌センター長	県立姫路循環器病センターの糖尿病・内分泌センター	上司の命を受け、糖尿病・内分泌センターの業務を掌理する。
心臓血管センター長	県立姫路循環器病センターの心臓血管センター	上司の命を受け、心臓血管センターの業務を掌理する。

第33条の表集中治療センター長の款の次に次のように加える。

ゲノム医療センター長	県立こども病院のゲノム医療センター	上司の命を受け、ゲノム医療センターの業務を掌理する。
------------	-------------------	----------------------------

第33条の表総合診療センター長の款の次に次のように加える。

臨床研修センター長	県立姫路循環器病センターの臨床研修センター	上司の命を受け、臨床研修センターの業務を掌理する。
認知症疾患医療センター	県立姫路循環器病センターの認知症疾患センター	上司の命を受け、認知症疾患医療センターの業務を掌理する。

第34条の表次長の款中「周産期医療センター及び救命救急センター」の右に「、県立西宮病院救命救急センター」を加え、「周産期医療センター及び小児救命救急センター」を「周産期医療センター、小児救命救急センター及びゲノム医療センター」に、「糖尿病センター、脳卒中センター及び救命救急センター」を「糖尿病・内分泌センター、脳卒中センター、心臓血管センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」に改め、同表科部長又はセンター部長の款中「県立病院の診療部の科、腎移植センター若しくは高齢者脳機能治療室」を「県立病院の診療部の科及び腎移植センター」に、「周産期医療センター及び小児救命救急センターの科」を「周産期医療センター、小児救命救急センター及びゲノム医療センターの科」に、「県立姫路循環器病センターの糖尿病センター、脳卒中センター及び救命救急センター」を「県立姫路循環器病センターの糖尿病・内分泌センター、脳卒中センター、心臓血管センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」に改め、同表検査技師長の款の次に次のように加える。

技師長補佐	県立病院の検査・放射線部、放射線部、検査部、検査・放射線室又は県立丹波医療センターの総合診療センター	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。
次長補佐	県立病院のリハビリテーション部	上司の職務を補佐し、担当事務を処理する。

第34条の表主任精神保健福祉専門員又は精神保健福祉専門員の款の次に次のように加える。

地域医療連携専門員	県立病院	上司の命を受け、地域医療連携に関する業務を処理する。
視能訓練専門員	県立病院	上司の命を受け、視能訓練に関する業務を処理する。

第34条の表医療情報専門員の款の次に次のように加える。

救命救急専門員	県立病院	上司の命を受け、救急医療に関する業務を処理する。
---------	------	--------------------------

第34条の表医長の款中「県立病院の診療部の科、腎移植センター若しくは高齢者脳機能治療室」を「県立病院の診療部の科及び腎移植センター」に、「周産期医療センター及び小児救命救急センターの科」を「周産期医療センター、小児救命救急センター及びゲノム医療センターの科」に、「県立姫路循環器病センターの糖尿病センター、脳卒中センター及び救命救急センター」を「県立姫路循環器病センターの糖尿病・内分泌センター、脳卒中センター、心臓血管センター、救命救急センター、臨床研修センター及び認知症疾患医療センター」に改める。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

別表第8本庁の項8級の欄中

「参事」

を

「参事  
官」

に改め、同表県立病院又は附属診療所の項7級の欄中

「科長」

を

「科長  
技師長補佐  
次長補佐」

に改め、同項9級の欄中

「管理局長」

を

「管理局長  
院長補佐」

に改める。

別表第9 県立西宮病院の項3級の欄及び4級の欄中

「救命救急センター長」

を

「救命救急センター長  
救命救急センター次長」

に改め、同表県立こども病院の項3級の欄中

「周産期医療センター次長  
小児救命救急センター次長」

を

「周産期医療センター次長  
小児救命救急センター長  
小児救命救急センター次長  
ゲノム医療センター長  
ゲノム医療センター次長」

に改め、同項4級の欄中

「小児救命救急センター次長」

を

「小児救命救急センター次長」

ゲノム医療センター長  
ゲノム医療センター次長」  
に改め、同表県立姫路循環器病センターの項2級の欄、3級の欄及び4級の欄中「室長」を削り、同項3級の欄中

「副院長  
参事  
診療部長  
糖尿病センター次長  
救命救急センター次長  
脳卒中センター次長」

を

「副院長  
院長補佐  
参事  
診療部長  
糖尿病・内分泌センター長  
糖尿病・内分泌センター次長  
心臓血管センター長  
心臓血管センター次長  
救命救急センター長  
救命救急センター次長  
脳卒中センター長  
脳卒中センター次長  
臨床研修センター長  
臨床研修センター次長  
認知症疾患医療センター長  
認知症疾患医療センター次長」

に改め、同項4級の欄中

「副院長  
参事  
診療部長  
糖尿病センター長  
糖尿病センター次長  
救命救急センター長  
救命救急センター次長  
脳卒中センター長  
脳卒中センター次長」

を

「副院長  
院長補佐  
参事  
診療部長  
糖尿病・内分泌センター長  
糖尿病・内分泌センター次長  
心臓血管センター長  
心臓血管センター次長  
救命救急センター長  
救命救急センター次長  
脳卒中センター長  
脳卒中センター次長

臨床研修センター長  
臨床研修センター次長  
認知症疾患医療センター長  
認知症疾患医療センター次長

に改める。

別表第10本庁の項6級の欄中  
「参事」

を

「参事  
官」

に改め、同表県立病院又は附属診療所の項4級の欄中

「主査」

を

「主査  
専門員」

に改め、同項6級の欄中

「部長」

を

「院長補佐  
部長」

に改める。

別表第16本庁の款中「課参事」を「課参事、官」に改め、同表地方機関の款中「管理局長（行政職9級の者に限る。）」の右に「、院長補佐（行政職9級の者に限る。）」を加え、「院長補佐（医師・歯科医師職4級の者に限る。）」を「院長補佐（医師・歯科医師職4級及び看護職6級の者に限る。）」に、「周産期医療センター長及び小児救命救急センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及びゲノム医療・臨床試験センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病センター長、脳卒中センター長及び救命救急センター長」を「周産期医療センター長、小児救命救急センター長及びゲノム医療センター長、県立がんセンターの緩和ケアセンター長及びゲノム医療・臨床試験センター長、県立姫路循環器病センターの糖尿病・内分泌センター長、心臓血管センター長、脳卒中センター長、救命救急センター長、臨床研修センター長及び認知症疾患医療センター長」に改める。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。



病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第6号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書きを削り、同条第4項第1号中「(育児短時間勤務職員等にあつては2時間以上)」を削り、「(短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員の第3項に規定する単位期間ごとの勤務における勤務時間を当該期間における第1項の規定による週休日以外の日数で除して得た時間。次項、第9項第1号及び第17項第2号において同じ。)」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項第2号中「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第6項」を「及び第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条第11項中「第9項」を「第8項」に改め、同項2号中「第13項」を「第12項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第9項」を「第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第9項」を「第

8項」に、「第11項第2号」を「第10項第2号」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第14項」を「第13項」に改め、同項第1号中「第9項」を「第8項」に改め、「第8項」を「第7項」に改め、同項第3号を削り、同項を同条第14項とし、同条第16項中「(育児短時間勤務職員等を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として管理者が認めるものとする。

第3条第16項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項中「及び第6項」を削り、「第5項中「第3項」とあるのは「第16項」と、「第4項第1号(ただし書を除く。)及び第2号」とあるのは「第17項第2号(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)及び第3号」と、」を削り、同項中「第6項中「第3項」とあるのは「第16項」を「第5項中「第3項」とあるのは「第15項」に、「第4項第2号」とあるのは「第17項第3号」を「第4項第2号」とあるのは「第16項第3号」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「第17項第1号」を「第16項第1号」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「第20項後段」を「第19項後段」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「第22項第2号」を「第21項第2号」に、「第21項各号」を「第20項各号」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「第12項の」を「第11項の」に、「第19項」を「第18項」に、「第20項及び第22項」を「第19項及び第21項」に、「第12項中「申告並びに第9項」を「第11項中「申告並びに第8項」に、「第20項に規定する申告並びに第20項」を「第19項に規定する申告並びに第19項」に、「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに第22項」を「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに第21項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項中「第20項」を「第19項」に、「第16項第1号」を「第15項第1号」に改め、同項を同条第24項とし、同条第26項中「第20項」を「第19項」に、「第16項第1号」を「第15項第1号」に改め、同項を同条第25項とし、同条第27項を削り、同条第28項を同条第26項とし、同条第29項中「第16項」を「第15項」に改め、同項を同条第27項とする。

第5条中「第16項」を「第15項」に改める。

第8条第2項中「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

第16条中「第16項」を「第15項」に改める。

第26条の5第1項第15号ア中「継続勤務した期間が6月以上」を「任期(任期が更新された場合は、更新後の期間を含む。)が6月以上又は継続勤務した期間が6月以上」に改める。

第26条の6第1項第2号を削り、同項第3号を第2号とし、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項を第2項とし、同条第5項を第3項とする。

第26条の7第1項中「職員(管理者が定める者を除く。以下この項において同じ)を「職員(管理者が定める者を除く。以下この項において同じ)が」に改める。

第26条の7第2項中「次の各号のいずれにも該当する第2号会計年度任用職員以外の」を「前項の規定により読み替えて適用する第21条第1項に規定する指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び第2号会計年度任用職員に引き続き採用されないことが明らかである」に改め、同項第1号、第2号及び同条第3項を削る。

第26条の8第1項第3号及び同条第2項を削り、同条第3項を第2項とし、同条第4項を第3項とする。

第26条の9第2項及び第3項を削る。

附則第6項を次のように改める。

(年次休暇の日数の特例)

6 令和3年度において社会医療法人製鉄記念広畑病院において当該法人に正規職員として使用される者であった者であって、引き続き令和4年4月1日に新たに職員となった者に係る同年度の年次休暇の日数については、当該者を第18条第1項第3号又は第26条の3第1項第2号に掲げる者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同号中「当該年」とあるのは「当該年度」と、「前年」とあるのは「前年度」と、「20日に」とあるのは「15日に」と読み替えるものとする。

(病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正す

る管理規程（平成28年兵庫県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。